

議案第 2 号

平 23 都市計画第 1226 号
平成 24 年 (2012 年) 3 月 19 日

山口県都市計画審議会
会 長 三 浦 房 紀 様

山口県知事 二 井 関 成

宇部都市計画道路の変更について (諮問)

下記のとおり都市計画道路を変更することについて、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、貴会の意見を求めます。

記

宇部都市計画道路の変更 (山口県決定)

都市計画道路中 1・4・2 宇部湾岸線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・4・2	宇部湾岸線	宇部市新町	宇部市大字東須恵字は一	宇部市大字小串	約4,960m	嵩上式	4車線	19m		
	なお、宇部市中央町三丁目地内に出口1箇所、大字小串地内に入口1箇所を設ける。										起点方向出口、終点方向入口 3・3・6新町明神線に接続
	なお、宇部市西中町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向出口、終点方向入口 3・3・4中央線に接続
	なお、宇部市大字藤曲字昭和開作地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向入口、終点方向出口 3・3・14 宇部駅波多野開作線に接続
	なお、宇部市大字妻崎開作字作二二、二三ノにノ割地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向出口、終点方向入口 3・3・14宇部駅波多野開作線に接続
なお、宇部市大字東須恵字に二地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向入口、終点方向出口 3・3・3柳ヶ瀬丸河内線に接続	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

本路線は、宇部市新町を起点とし、臨海部の工業地帯を通過し、宇部市大字東須恵を終点とする自動車専用道路として都市計画決定されており、現在鋭意整備が進められています。

この度、宇部市大字東須恵において宇部湾岸線本線と国道 190 号を接続する連結路の事業着手に当たり、当該部分の道路構造を見直したことなどにより、道路の区域を変更しようとするものです。

新 旧 対 照 表

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			備 考	
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経 過 地	延 長	構 造 形 式	車 線 の 数	幅 員		地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造
旧	自 動 車 専 用 道 路	1・4・2	宇部湾岸線	宇部市新 町	宇部市大 字東須恵 字は一	宇部市大 字小串	約4,960m	嵩上式	4車線	19m		起点方向出口、終点方向入口 3・3・6新町明神線に接続
		なお、宇部市中央町三丁目地内に出口1箇所、大字小串地内に入口1箇所を設ける。										起点方向出口、終点方向入口 3・3・4中央線に接続
		なお、宇部市西中町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向入口、終点方向出口 3・3・14宇部駅波多野開作線に接続
		なお、宇部市大字藤曲字昭和開作地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向出口、終点方向入口 3・3・14宇部駅波多野開作線に接続
		なお、宇部市大字妻崎開作字作二二、二三ノにノ割地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向入口、終点方向出口 3・3・3柳ヶ瀬丸河内線に接続
新	自 動 車 専 用 道 路	1・4・2	宇部湾岸線	宇部市新 町	宇部市大 字東須恵 字は一	宇部市大 字小串	約4,960m	嵩上式	4車線	19m		起点方向出口、終点方向入口 3・3・6新町明神線に接続
		なお、宇部市中央町三丁目地内に出口1箇所、大字小串地内に入口1箇所を設ける。										起点方向出口、終点方向入口 3・3・4中央線に接続
		なお、宇部市西中町地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向入口、終点方向出口 3・3・14宇部駅波多野開作線に接続
		なお、宇部市大字藤曲字昭和開作地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向出口、終点方向入口 3・3・14宇部駅波多野開作線に接続
		なお、宇部市大字妻崎開作字作二二、二三ノにノ割地内に出口1箇所、入口1箇所を設ける。										起点方向入口、終点方向出口 3・3・3柳ヶ瀬丸河内線に接続

※計画書上の変更はありません。